

質問2) 医療事故調の院内調査報告書の取り扱いについて【諫早・満岡 渉 代議員】

本日は、「医療事故調の院内調査報告書の扱いについて」という表題で意見を述べることになっていましたが、昨日事態が進展しまして、厚労省の事故調検討会が最新の取りまとめを発表いたしました。それで、本日はこの取りまとめを踏まえて意見を発表しますのでご了承下さい。

昨年6月に改正医療法が成立し、今年の10月から医療事故調査制度が始まることになりました。医療事故調査制度は医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を行うことが目的です。かいつまんで流れを申し上げますと、1. 医療機関は医療事故が起きた場合に医療事故調査支援センターに報告する。2. 各医療機関が院内調査を実施し、その結果をセンターに報告し、遺族に説明する。3. センターはその報告に対して、医療機関もしくは遺族からの依頼があった場合にはセンターで調査を行う。4. センターはその調査の結果を管理者及び遺族に報告する。5. センターは報告事例を整理、分析して再発防止策を検討する。このような流れになっております。

その運用を定めるガイドラインが非常に重要なのですが、昨年11月にガイドラインを作る舞台が全日病の西澤会長が主催する西澤班から、厚労省の検討会に移りました。この厚労省の検討会では、私が有志とともに作った日本医療法人協会医療事故調ガイドラインが議論のたたき台として正式に採用されました。この医法協ガイドラインをお手元に配付しておりますので、後程ご覧になって下さい。我々が作ったこの医法協ガイドラインは、この制度を責任追及に使わせない、端的に言うと、調査報告書を訴訟の鑑定書として使わせないために作ったものです。というのも、調査報告書を訴訟の証拠として使おうというのが、事故調推進派の狙いだからです。この厚労省検討会は概ね我々のペースで議論が行われまして、終了直前までこの制度を医療安全目的に限定し、責任追及には繋げないという原則に沿って進んでおりました。

ところが2月に入った頃から、敢えて敵側という言葉を使いますが、敵側の、政治家・メディアを巻き込んだ猛烈なキャンペーンが始まりまして、最終検討会が2月25日だったのですが、噂によ

るとその2日前に、敵側が塩崎厚労大臣に直談判して、大臣の介入によって検討会の議論が一変し、最終検討が大紛糾しました。検討会資料の原案では、これまでの議論を踏まえ、院内事故調査結果の遺族への説明については、口頭または書面もしくはその双方の適切な方法で管理者が判断する、調査の目的・結果を遺族に対してわかりやすい方法で説明するとされておりました。ところが厚労大臣介入後の当日の資料では、「調査の目的・結果について、遺族が納得する形で説明するよう努めなければならない。」と、「納得」という文言が入って、大紛糾しました。これに対して、その会議の席上で、日医の松原副会長が「納得」というのを「遺族が希望する方法で説明するよう努める」という案を提出しました。納得にしろ、希望にしろ、それに従えば過失の有無を判定したような報告書を渡すことになって、訴訟で使われる可能性がありますので、私としては大いに不満で、水面下でも大もめにもめたのですが、結局この松原案を採用することになって、昨日、発表された厚労省の取りまとめでは、遺族が希望する方法で説明するという決着しました。

それは若干不満ではありますが、しかし我々が心配していた院内調査結果の報告書を家族に交付するという、義務化するということは避けられませんでしたし、その内容についてもかなりの部分で管理者の裁量に任せられる部分ができましたので、全体としては我々の主張が取り入れられよかったですと思っております。とは言え、まだいろいろと問題は残っておりまして、センターが行う調査の報告書は遺族に交付されますし、その中にいろいろまじいことが書き込まれるのではないかと懸念が残っております。このあたりは実はあまり議論されていません。それで3月23日から1ヵ月間、厚労省ではパブリックコメントを募集することになっておりまして、私からのお願いですが、長崎県医師会におかれましては、是非この調査報告書が責任追及に使われないようにという内容のパブコメを出していただきたい。そしてここにおられる郡市医師会の先生方にも是非そのようなパブコメを出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。